

境界問題相談センターみやざき手数料・報酬規程

- 第1章 総 則（第1条～第2条）
- 第2章 手数料等（第3条～第12条）
- 第3章 日当・報酬（第13条～第16条）
- 第4章 雑則（第17条～第18条）
- 附 則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、境界問題相談センターみやざき規則（以下「規則」という。）第9条及び第92条に規定する手数料等並びに日当及び報酬につき必要な事項を定める。

（用語）

第2条 この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、規則、不動産登記法(平成16年法律第123号)及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)において使用する用語の例による。

第2章 手数料等

（相談手数料）

第3条 相談申込人は、相談手続申込書の提出に際し、相談手数料として20,000円(1回の相談は2時間以内)をセンターみやざきに納付しなければならない。

2 相談手続が実施される前に規則第41条第3項に基づき相談手続実施依頼の契約が解除されたときには、別表1に定める金額を申込者に返還する。

3 前項に規定する場合において、返還に要する費用は、申込者の負担とする。

（調停申立手数料）

第4条 調停手続の申立人は、調停手続申立書の提出に際し、調停申立手数料10,000円をセンターみやざきに納付しなければならない。

2 調停申立手数料は、納付後は返還しない。ただし、規則第49条第2項により申立てを受理しない決定をしたときはその全額を返還する。

3 調停申立手数料の返還に要する費用は、申立人の負担とする。

（調停期日手数料）

第5条 当事者は、調停期日手数料として、調停期日ごとに各自10,000円を負担する。ただし、負担割合について当事者間の合意があるときは、その合意による負担割合によって算出した額を納付することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、第1回の調停期日手数料20,000円は、申立人の負担と

する。

3 当事者は、第1回の調停期日手数料は調停申立手数料と併せて、第2回以降の調停期日手数料は、当該調停期日の前日までにセンターみやざきに納付しなければならない。

4 調停手続の期日が開催されなかったときは、センターみやざきは、既に納付されている調停期日手数料を納付した当事者に対して返還する。ただし、正当な理由なく調停期日を欠席した当事者に対しては、納付された調停期日手数料の額から調停期日を開催するために要した費用を差し引いた額を返還する。

5 調停期日手数料の返還に要する費用は、当事者の負担とする。

(和解契約書作成に係る手数料)

第6条 当事者は、調停手続において和解が成立したときには、和解契約書作成に係る手数料として、別表2によって算出した額を納付しなければならない。

2 前項の手数料に係る当事者ごとの負担額は、当事者の意向を尊重して、担当調停班が定める。

3 当事者は、前項で定められた負担額を、和解契約書が交付されるまでに、センターみやざきに納付しなければならない。

(調査・測量手数料)

第7条 当事者は、調査及び測量の実施を依頼したときは、調査・測量手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料に係る当事者ごとの負担額は、当事者の同意を得て、担当調停班が定める。

3 当事者は、規則第77条による概算見積金額を、センター長が指定する日までに、センターみやざきに予納しなければならない。

4 センターみやざきは、調査及び測量が終了したときは、予納された額について精算する。この場合において、予納された額に不足があるときは、その不足額の追加納付を依頼し、余剰があるときはその余剰額を納付者に返還する。

5 調査・測量手数料の返還に要する費用は、納付者の負担とする。

(その他の費用)

第8条 当事者は、規則第62条第4項ただし書によりセンターみやざきの調停室以外の場所で調停手続の実施を希望するときは、担当調停員一人あたりの交通費、出張日当、宿泊費等として、別表3ないし別表5によって算出した額を納付しなければならない。

2 前項の手数料に係る当事者ごとの負担額は、当事者の同意を得て、担当調停班が定める。

3 当事者は、前項で定められた負担額を、センター長が指定する日までに、センターみやざきに予納しなければならない。

(記録の閲覧・謄写に係る手数料)

第9条 規則第87条第2項による閲覧等の請求者は、次の各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 閲覧手数料は、1手続につき1,000円とする。

(2) 複写機により謄写したものの交付は、用紙1枚につき50円とする。ただしカラー謄写によるものは、用紙1枚につき100円とする。

2 前項の手数は、それぞれの請求時にセンターみやざきに現金で納付するものとする。

(費用の減額)

第10条 センター長は、担当調停員の意見を聞いて、事案の内容、背景、当事者の事情、手続の経緯その他の事情を勘案して、運営委員会に諮り第3条から第8条に定める手数料及び費用の一部を減額することができる。

(各手数料の支払い)

第11条 第3条から第8条に定める手数料及び費用の支払いについては、センターみやざきへ現金を持参する方法又はセンターみやざきの指定する金融機関の口座へ振込む方法により行う。

2 当事者は、各手数料を金融機関への振込みによって支払ったときは、当該振込みをしたことを証する書面をセンターみやざきに提示するものとする。

(規程に定めのない事項)

第12条 この規程に定めるもののほか、調停手続に要する費用が発生したときは、当事者の承諾を得て担当調停班が額、支払方法、その他当該費用の納付に関し必要な事項を定める。

第3章 日当・報酬

(運営委員に対する日当)

第13条 運営委員に支払う日当は、宮崎県土地家屋調査士会旅費規程別表による。

(担当事前面談員に対する日当)

第14条 担当事前面談員に支払う日当は、事前面談を担当した日ごとに3,000円とする。

(担当相談員及び担当調停員に対する日当及び報酬)

第15条 センターみやざきは、担当相談員及び担当調停員に対し、別表6に定める金額を日当及び報酬として支払う。

2 予定された相談手続期日及び調停手続期日に当事者が出頭しなかったことを理由に期日が開催されなかったときで、担当相談員又は担当調停員が当該相談手続期日及び調停手続期日が開催される場所に待機していたときには、センターみやざきは、当該担当相談員又は担当調停員に対し、前項に定めた金額の半額を日当として支払う。

(担当調査・担当測量実施員に対する報酬)

第16条 担当調査・測量実施員に支払う報酬は、規則第84条第1項の規定により請求された額から、センターみやざきが事務手数料及び報酬の支払いに要する費用（振込手数料等）を差し引いた額とする。

第4章 雑則

(消費税)

第17条 この規程に定める手数料、費用、報酬及び日当は、消費税相当額を含む総額表示とする。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、運営委員会と協議の上、調査士会の理事会決議による。

附 則

- 1 本規程制定前にセンターみやざきで実施される手続に係属した事案についても本規程が適用される。
- 2 本規程は平成21年3月19日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を取得した日（平成28年7月15日）から施行する。
- 2 本改正日前にセンターみやざきで実施されている紛争解決手続については、なお従前の例による。

【別表 1】

解除された時	返還する額
相談手続の期日の7日前の午後4時まで	全額（20,000円）
上記以後、相談手続の期日の当日まで	10,000円

【別表 2】

解決の価額	和解契約書作成に係る手数料
500万円未満	5万円
500万円以上1,500万円未満	10万円
1,500万円以上5,000万円未満	15万円
5,000万円以上1億円未満	25万円
1億円以上	25万円に1億円を超える価格の0.1%を加算した額

（紛争の対象となっているすべての土地1筆ごとの当該調停手続の申立書を受理した日における市町村の固定資産課税台帳に登録された価額を合計した額（これを「解決の価額」とする。）を基礎として、「解決の価格」の計算の根拠とする固定資産課税台帳に登録された価格の取扱いについては別記による。）

別 記

「解決の価額」を算出するための取り扱い

1. 固定資産課税台帳に登録された価額とは

- ① 調停申立書の受理の日が、その年の1月1日から3月31日までの期間内であるものは、その年の前年度の固定資産課税台帳に登録された価額② 調停申立書の受理の日が、その年の4月1日から12月31日までの期間内であるものは、その年度の固定資産課税台帳に登録された価額

2. 固定資産課税台帳に登録された価額のない土地の場合

- ① 紛争の対象となっている土地のいずれかが、固定資産課税台帳に登録された価額のない土地の場合は、固定資産課税台帳に登録された価額のある土地の価額（及びその合計）のみをもって「解決の価額」とする。
- ② 紛争の対象となっている土地のすべてが、固定資産課税台帳に登録された価格のない土地の場合は、「解決の価額」を500万円未満とみなす。

【別表 3】 交通費

交通費（公共交通機関）					
移動距離（片道）	JR・私鉄	新幹線	バス	船舶	飛行機
40km未満	運賃		運賃	2等運賃	
40km以上	運賃＋特急	運賃＋特急＋指定	運賃	2等運賃	普通正規運賃

【別表4】出張日当，宿泊費

出張日当，宿泊費	
出張日当1日につき	2,000円
宿泊費1泊につき	10,000円

【別表5】自家用車交通費

交通費（自家用車利用）			
移動距離(片道)	ガソリン代	高速道路料金	駐車料金
40km未満	15円/km		実費
40km以上	15円/km	実費	実費

【別表6】

(1) 土地家屋調査士の相談員及び調停員

日当及び報酬	支給する金額
相談期日日当	相談手続の期日を1期日担当するごとに6,000円
調停期日日当	調停手続の期日を1期日担当するごとに6,000円
調停成立報酬	担当する調停事件が和解の成立によって終了するごとに25,000円

(2) 弁護士の相談員及び調停員

日当及び報酬	支給する金額
相談期日日当	相談手続の期日を1期日担当するごとに10,000円
調停期日日当	調停手続の期日を1期日担当するごとに10,000円
調停成立報酬	担当する調停事件が和解の成立によって終了するごとに50,000円